

企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）

- 地方自治体が行う地方創生の取組みに対し、志のある企業が応援する寄附について、税額控除の優遇措置を実施（2016年度に内閣府が創設）。
- 地方創生のさらなる充実・強化に向け、地方への資金の流れを飛躍的に高める観点から、**2020年度から適用期限を5年間延長**し、税額控除割合の引き上げや手続きの簡素化等の大幅な見直しを実施。
- 企業側が寄附しやすいよう、
 - ・ 税額控除の割合を**2020年度から2倍に引き上げ**、**税の軽減効果を最大約9割（2019年度まで約6割）**に
 - ・ 地域再生計画認定後、「**寄附（受入れ）の金額の目安**」の範囲内であれば、**事業費確定前の寄附受領**が可能に

【2020年度税額控除割合の引き上げ（イメージ）】



例) 1,000万円寄附の場合、**最大約900万円**の法人関係税（法人事業税・法人住民税・法人税）が軽減

制度活用の流れ

① 地方公共団体
地方版総合計画
策定

② 地方公共団体
地域再生計画
作成

- 〇〇市
総合戦略
・〇〇事業
・△△事業
・◇◇事業

地方創生を推進
する上で効果の
高い事業

③ 計画認定



自己負担額
(寄附額の約1割)

④ 寄附

1回10万円以上の
寄附が対象

企業



最大9割
軽減効果

⑤ 税額控除

国
(法人税)



企業が所在する自治体
(法人住民税・法人事業税)

- ・ 企業CSR
- ・ 税制上の優遇措置

内閣府